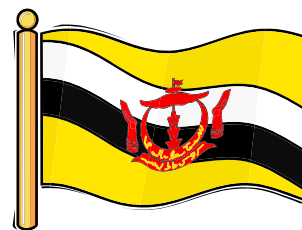
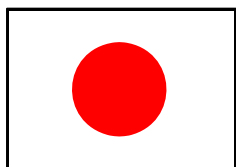


日ブルネイ経済連携協定 原産地規則の概要



平成20年7月

(平成23年7月：一部改訂)

財務省関税局業務課

目次

- ・ 協定の構造 3
- ・ 「ブルネイ特恵原産地規則」とは？ 4
- ・ ブルネイ特恵税率適用のための条件 5
- ・ 原産地証明書 6
 - 特恵基準 10
 - ・ A、B、C、品目別規則、ACU、DMI、FGM 11—20
 - インボイスが第三国で発行される場合 21
- ・ 原産資格を与えることとならない作業 23
- ・ 積送基準 24

協定の構造

日ブルネイ経済連携協定

協定本体

第16条 関税の撤廃

第16条第1項

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、**他方の締約国の原産品**について、附属書1の自国の表に従って、関税を撤廃する。

第3章 原産地規則

【第23条－第47条】

附属書1 第16条に関する表

※一般的には「**譲許表**」と呼ばれている

譲許表において、ブルネイ特恵税率を設定

附属書2 品目別規則

附属書3

原産地証明書の必要的記載事項

附属書4～8

「ブルネイ特恵原産地規則」とは？

日ブルネイ経済連携協定

協定本体

第16条 関税の撤廃

附属書1 譲許表

これらをまとめて、「ブルネイ特恵原産地規則」と呼ぶ。

第3章 原産地規則
(他方の締約国の原産品である
か否かを判断するための規則)

【第23条－第47条】

附属書2 品目別規則

附属書3
原産地証明書の必要的記載事項

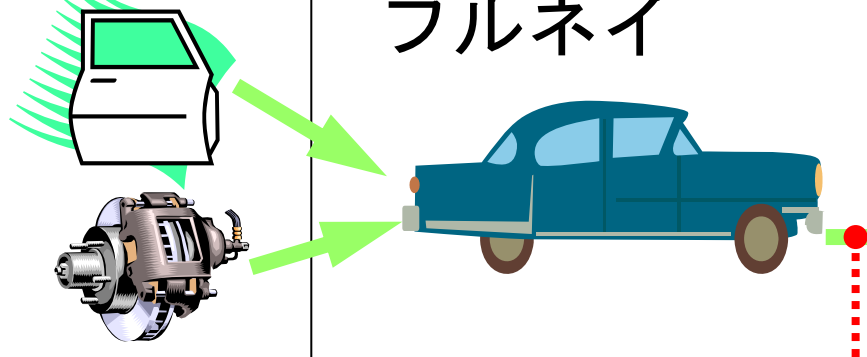
- ・日ブルネイ経済連携協定・運用上の手続規則
- ・関税法第68条第2項
- ・関税法施行令第61条第1、4、5、7、8項
- ・関税法基本通達68-5-0～68-5-22

ブルネイ 特恵税率適用のための条件

①ブルネイから輸入される製品に関して、譲許表においてブルネイ特恵税率が設定されていること

この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」(通し船荷証券の写し等)

他の国



③日本への運送の途上でブルネイの「**原産品**」という資格を失っていないこと (=ブルネイ特恵原産地規則上の積送基準を満たしていること)

②生産された貨物が、ブルネイの「**原産品**」であると認められること (=ブルネイ特恵原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

④税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること (=ブルネイ特恵原産地規則上の**原産地証明書**及び(必要に応じ)**運送要件証明書**を提出すること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

原産地証明書の提出

- ・ 原産品であることを証明するために原産地証明書の提出義務。(協定第36条第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。(協定第36条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
 - 200USドル又はを超えない貨物
 -

別途定めるもの
(指定はない)

20万円と規定
(関税法施行令第61条第1項
第2号イ)

(条件) 当該輸入が原産地証明書に関する義務を回避することを目的として行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないこと

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予（関税法施行令第61条第4項）
- ・ **発給機関**：ブルネイ・ダルサラーム国外務貿易省
- ・ **記入言語**：英語（協定第37条第5項）
- ・ **有効期間**：発給の日から12箇月間（協定第37条第7項）
- ・ **対象となる輸入は1回限り**（協定第37条第7項）
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能
- ・ **発給後の修正**：発給機関の証明を得たもののみ受理

原産地証明書記載事項① 第1欄～第7欄

1. Exporter's Name, Address and Country : 輸出者の名称・住所・国名	Certification No.	Number of page /
2. Importer's Name, Address and Country: 輸入者の名称・住所・国名	AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DAUSSLAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in _____	
3. Transport and details (means and route)(as far as known) 輸送の詳細(手段及び経路) 積出・積替・取卸港、船舶名/フライト番号(わかる範囲内で) ※ 適及発給の場合、船積日 (B/L 又は Air waybill の日付け) を記載		

4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages: Description of good(s); HS tariff classification number 製品ごとの品番(必要に応じ)、包装の記号・番号、包装の個数・種類、品名、HS番号(2002年版)	5. Preference criterion A、B、Cのいずれかを記入。	6. Quantity 数量 製品ごとの数量を記載する。重量の場合、グロス/ネットのいずれでも可。)	7. Invoice number(s) and date(s) 製品ごとのインボイスの番号及び日付を記入。
--	--	---	--

- ・製品ごとに6桁レベルでのHS番号を記載。
- ・原産地証明書上の品名は、インボイス上の品名と、さらに可能であればHS上の品名とが実質的に一致するものでなければならない。
- ・第1605.40号及び第2208.90号については、特別な品名としての記載が求められる場合(例えば、第1605.40号の「えびの調製品」、第2208.90号の「合成清酒又は料理用酒(みりん)」や「第2208.90号の飲料(果汁をもととしたアルコール分1%未満のもの)」)は、そのような特別な品名が記載されなければならない。
- ・第4類、第11類、第16類～第20類又は第29類の各類の製品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及びその第三国の国名を記載しなければならない。
- ・第50類から第63類の各類の製品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた生産又は工程、及びそれらの国名が記載されなければならない。(当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。)

累積の規定を適用する場合にはA、C、U、僅少の非原産材料の規定を適用する場合にはDMI、代替性のある製品又は材料の規定を適用する場合にはF、GMを記載。

- インボイスが、第三国に所在する者であって原産地証明書上の輸出者と別の者による発行の場合、第8欄に「製品のインボイスは第三国で発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。
- 原産地証明書発給の時点でインボイス番号が不明の場合、例外的扱いとして、第7欄に輸出者のインボイス番号及び日付けを、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、申告に係るインボイスとともに取引がわかる関係書類を税関に提出。

原産地証明書記載事項一② 第8欄—第10欄

<p>8. Remarks:</p> <p>原産地証明書が遡及発給される場合には、発給当局が"ISSUED RETROACTIVELY" を記入。 原産地証明書が再発給される場合には、発給当局が、当初の原産地証明書の発給日を記入するとともに"CERTIFIED TRUE COPY"と押印。(番号は当初の原産地証明書と同じ。) 第三国インボイスの場合には、「製品のインボイスは第三国で発行される」等の趣旨及び当該インボイスの発行者の名称、住所を記入。</p>	
<p>9. Declaration by the exporter:</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p> <p>Name (printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or designee office:</p> <p>_____</p> <p>Stamp</p> <p>Place and Date: _____</p> <p>Signature: _____</p>

輸出者(又は代理人)による記入。

- ・日付(証明書申請の日付と同一)
- ・署名: 自署又は署名の形状の印字

輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体による記入。

- ・日付
- ・署名(権限のある政府当局又はその指定する団体の署名は、自署又は署名の形状の印字)
- ・登録印章の押印

原産地証明書第5欄の特恵基準

協定第24条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

(c) **非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの**

A：完全生産品

B：原産材料から生産される産品

C：実質的変更基準を満たす産品

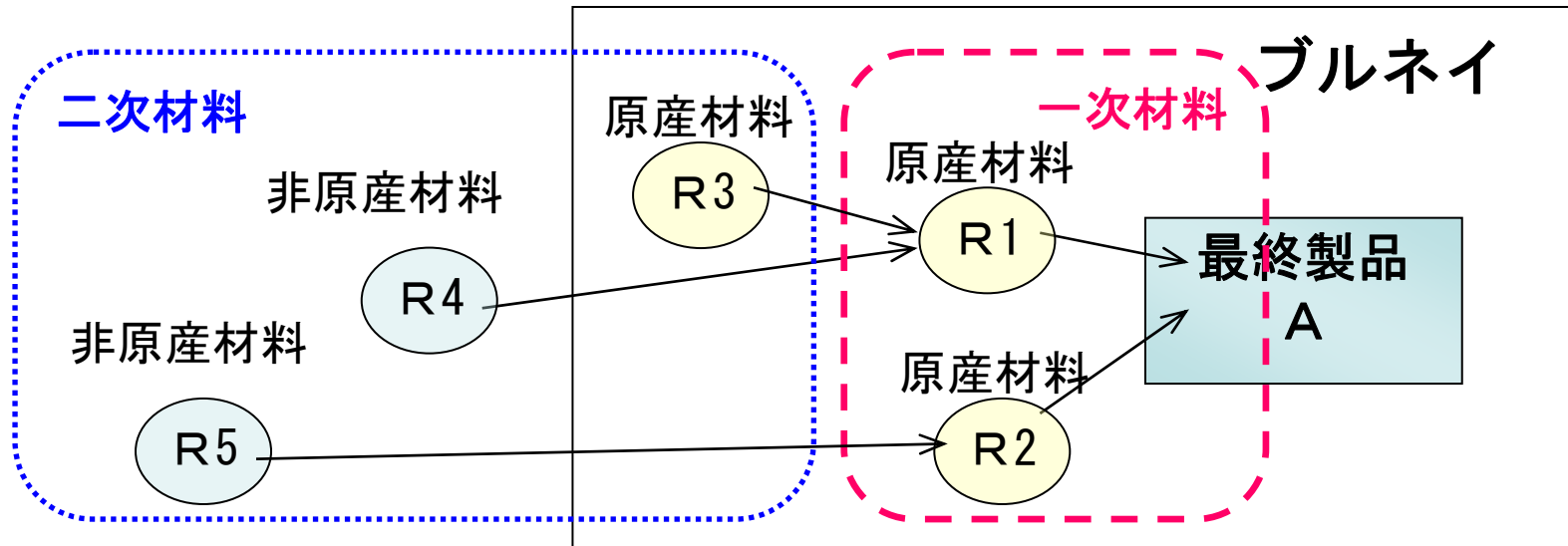
※第5欄には、A、B、Cのいずれかが必ず記入されなければならない。

原産地証明書第5欄：A＝完全生産品－協定第24条第2項

	項 目 (例 示)
(a)	生きている動物であって、ブルネイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの(家畜等)
(b)	ブルネイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物(捕獲された野生生物)
(c)	ブルネイにおいて生きている動物から得られる産品(卵、牛乳、羊毛等)
(d)	ブルネイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品(果物、野菜、切花等)
(e)	ブルネイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(原油、石炭、岩塩等)
(f)	ブルネイの船舶により、日本及びブルネイの領海外の海から得られる水産物その他の産品 (公海、排他的経済水域で捕獲した魚等)
(g)	ブルネイの領海外でブルネイの工船上において(f)に規定する産品から生産される産品(工船上で製造した魚の干物等)
(h)	ブルネイの領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、ブルネイが当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。(大陸棚から採掘した原油等)
(i)	ブルネイにおいて収集される産品であって、ブルネイにおいて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの(走行が不可能な廃自動車等)
(j)	ブルネイにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの(木くず、金属の削りくず等)
(k)	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、ブルネイにおいて回収される部品又は原材料(走行が不可能な廃自動車から回収したタイヤであって、タイヤとしての使用が可能なもの等)
(l)	ブルネイにおいて(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 (a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

原産地証明書第5欄：B

＝原産材料のみから生産される産品－協定第24条第1項(b)



製品の一次材料は、ブルネイの原産材料のみである。

→厳密に言えば、**生産・製造にブルネイ以外の国が関与しているが、**
外見上はブルネイ1カ国で生産・製造が完結しているように見えるもの

原産地証明書第5欄：C

＝実質的変更基準を満たす産品－協定第24条第1項(c)

- ・ 非原産材料を使用して生産される産品で、**附属書2**に定める品目別規則等を満たすもの
 - 品目別規則における実質的加工基準
 - ・ 関税分類変更基準
 - 非原産材料の関税分類番号が、産品の関税分類番号と異なることとなる変更が行われていること
 - ・ 加工工程基準
 - 非原産材料に特定の加工工程が施されること
 - ・ 付加価値基準
 - 付加された価値が条件を満たしていること

附属書2 一品目別規則の具体例

第3904.10号の物品に係る品目別規則

関税分類変更基準

① 他の号の材料からの変更、

付加価値基準

② 原産資格割合が40%以上であること（関税分類の変更を必要としない。）又は、

加工工程基準

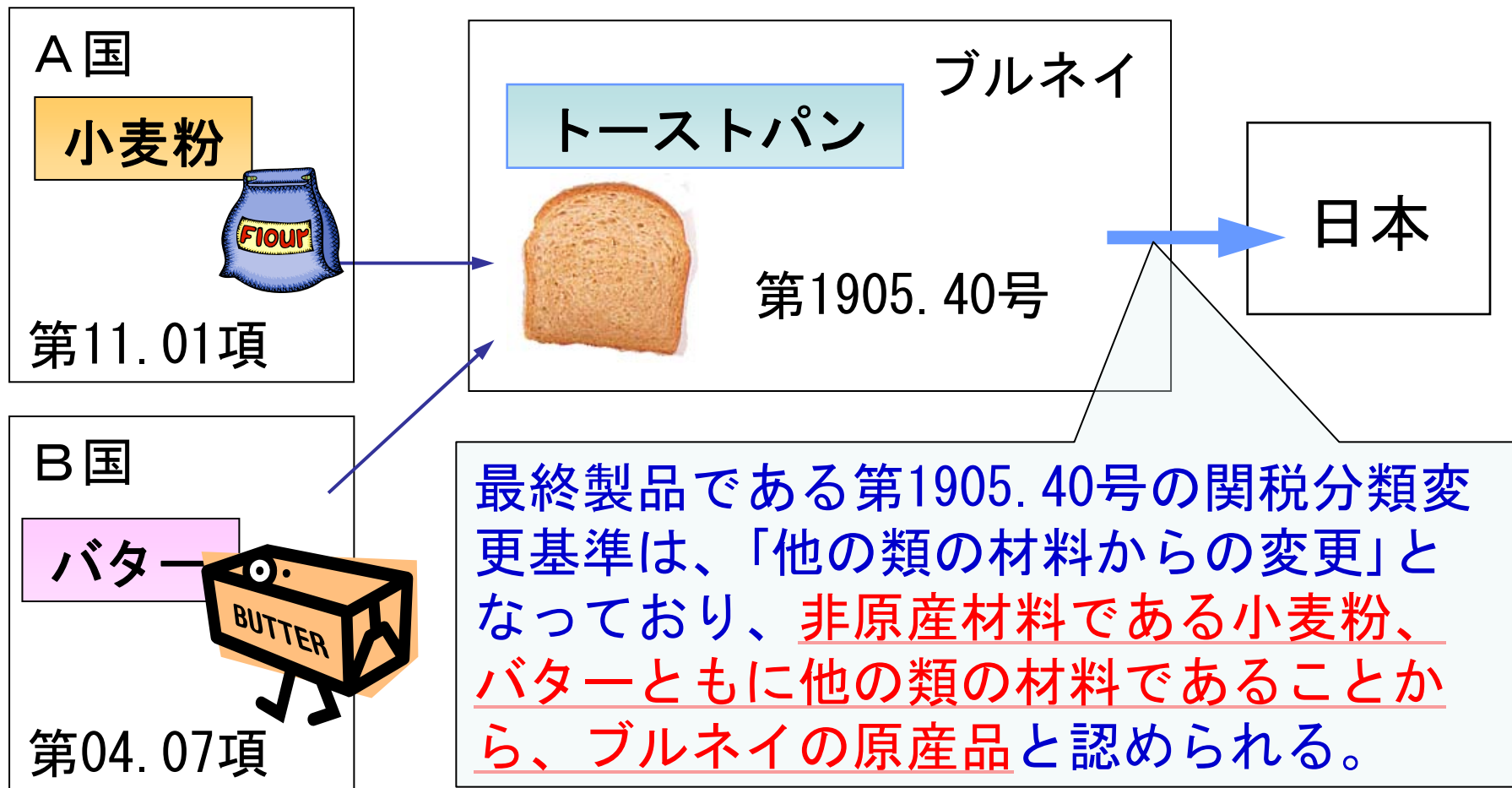
③ 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（関税分類の変更を必要としない。）。

* 第3904.10号の物品に係る品目別規則においては、これら3つの基準が併記されているが、これらの3つの基準の間に優先関係はなく、いずれか一つを満たしていれば良いというものであり、三者は全く同格である。

附属書2 一品目別規則の具体例

関税分類変更基準

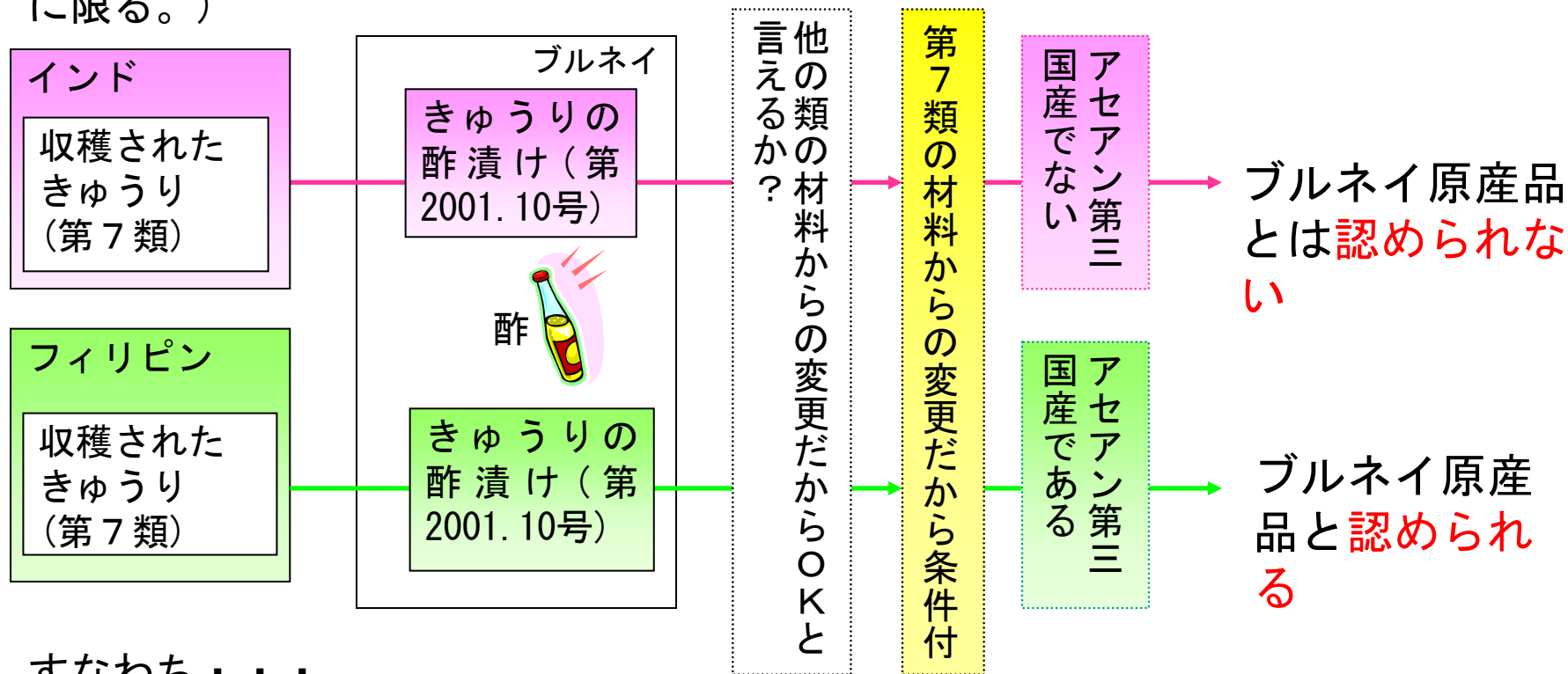
- 第1905.40号：他の類の材料からの変更



附属書2 一品目別規則の具体例

アセアン第三国産材料の使用の許諾

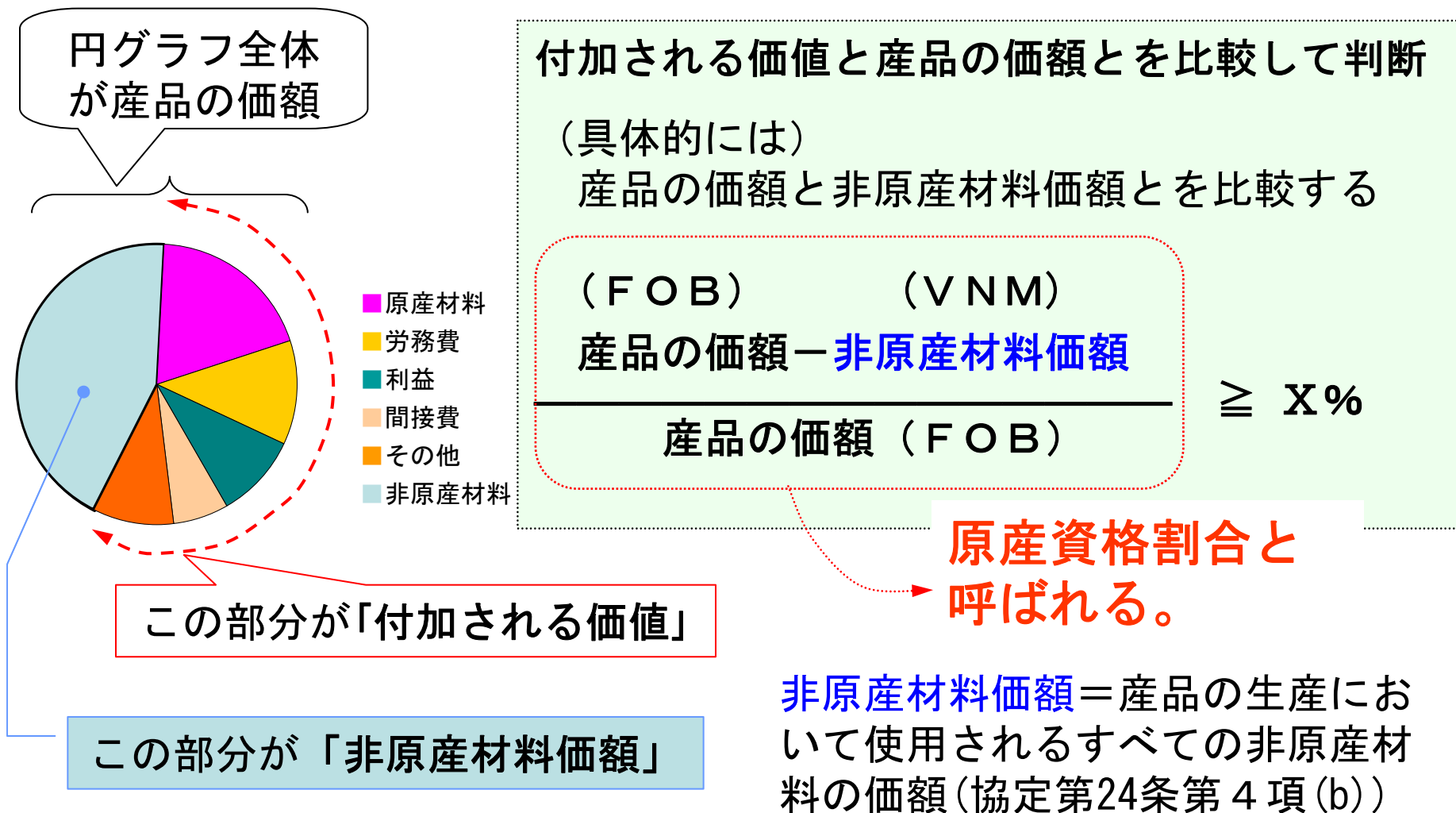
・ 第2001.10号：他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）



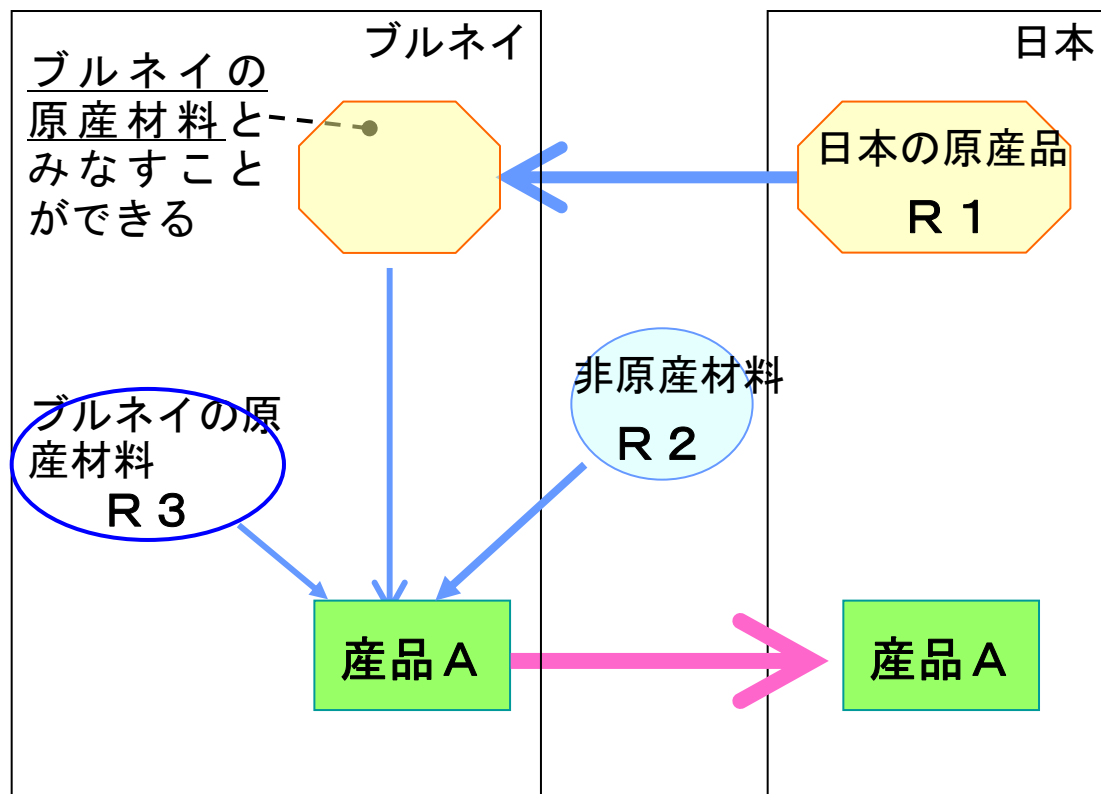
材料であるきゅうり(第7類)は、アセアン加盟国である第三国において「収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産され」なければならない。

附属書2 一品目別規則 付加価値基準とは？

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たすこと。



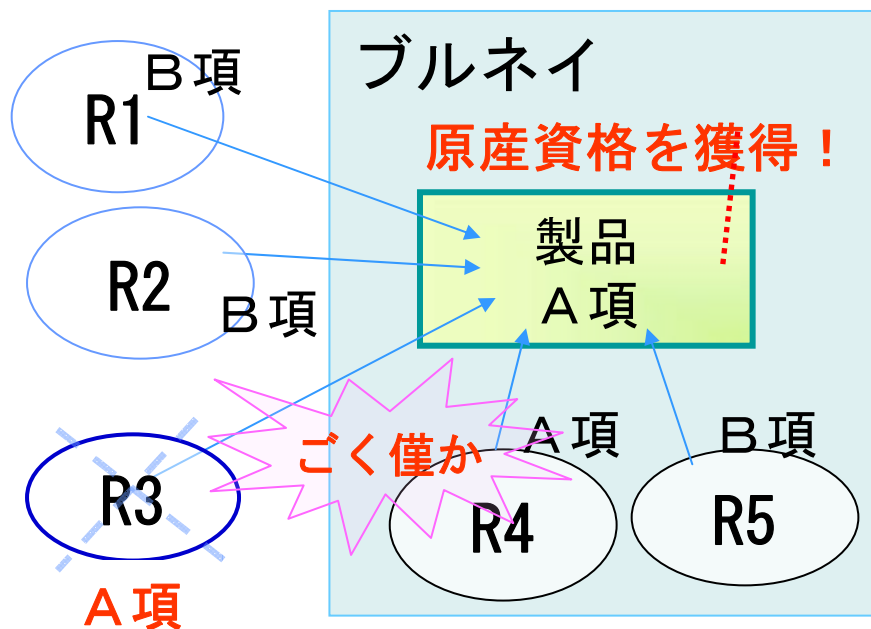
原産地証明書第5欄：ACU＝累積（協定第25条）



日本の原産品 R 1 をブルネイに輸出し、それを、ブルネイにおける製品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R 1 は、ブルネイの原産材料とみなすことができる。

* 本条の適用があった場合、第5欄にACUと記載。

原産地証明書第5欄：DMI = 僅少の非原産材料 (協定第26条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準(例えば「他の項の材料からの変更」)を満たさない場合であっても、附属書2に定める特定の割合を超えなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



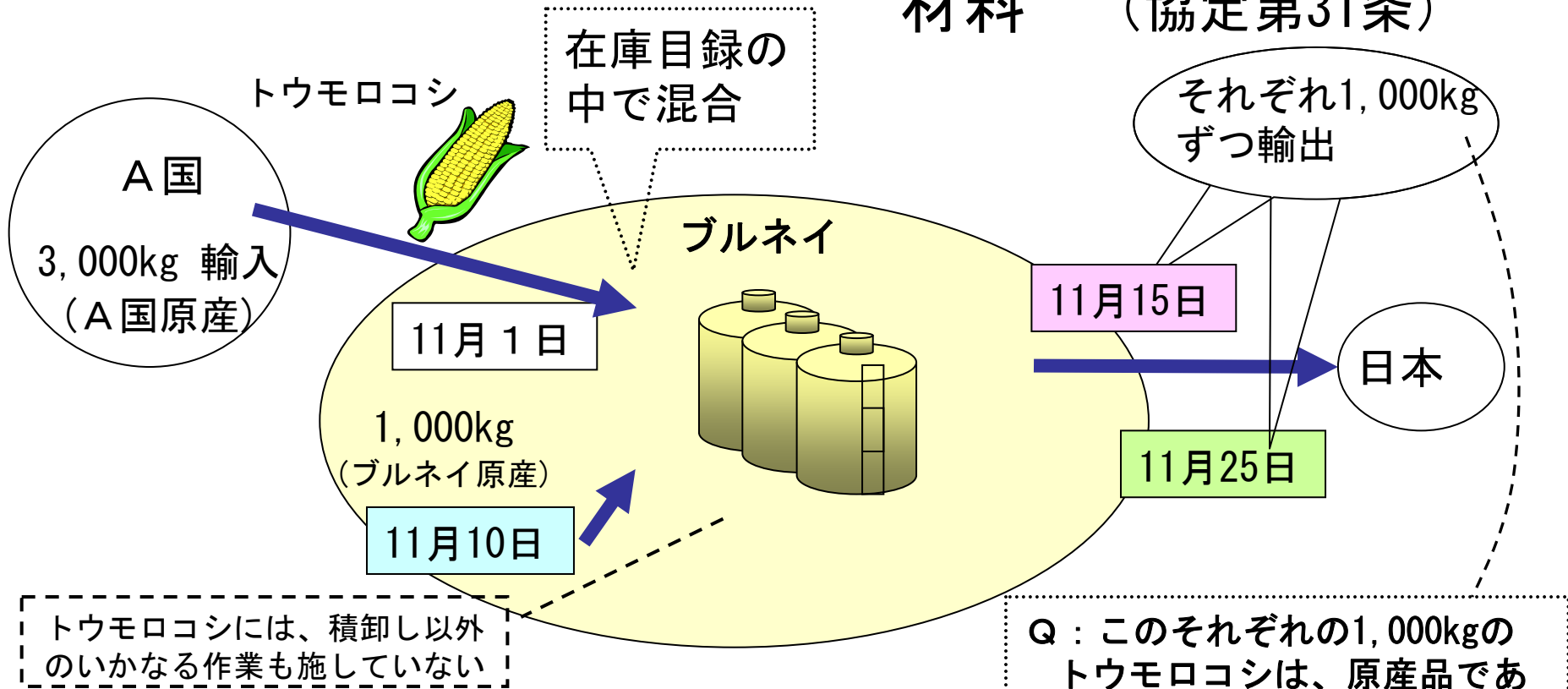
その結果、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

特定の割合－附属書2(品目別規則) 一般的注釈(e)

第1類～第28類	: 適用なし
第50類～第63類	: 当該製品の重量の7%を超えない
第28類～第49類、第64類～第97類	: 当該製品の価額の10%を超えない

* 本条の適用があった場合、第5欄に**DMI**と記載。

原産地証明書第5欄：FGM＝代替性のある产品及び材料（協定第31条）



Q：このそれぞれの1,000kgのトウモロコシは、原産品であるか、非原産品であるか？

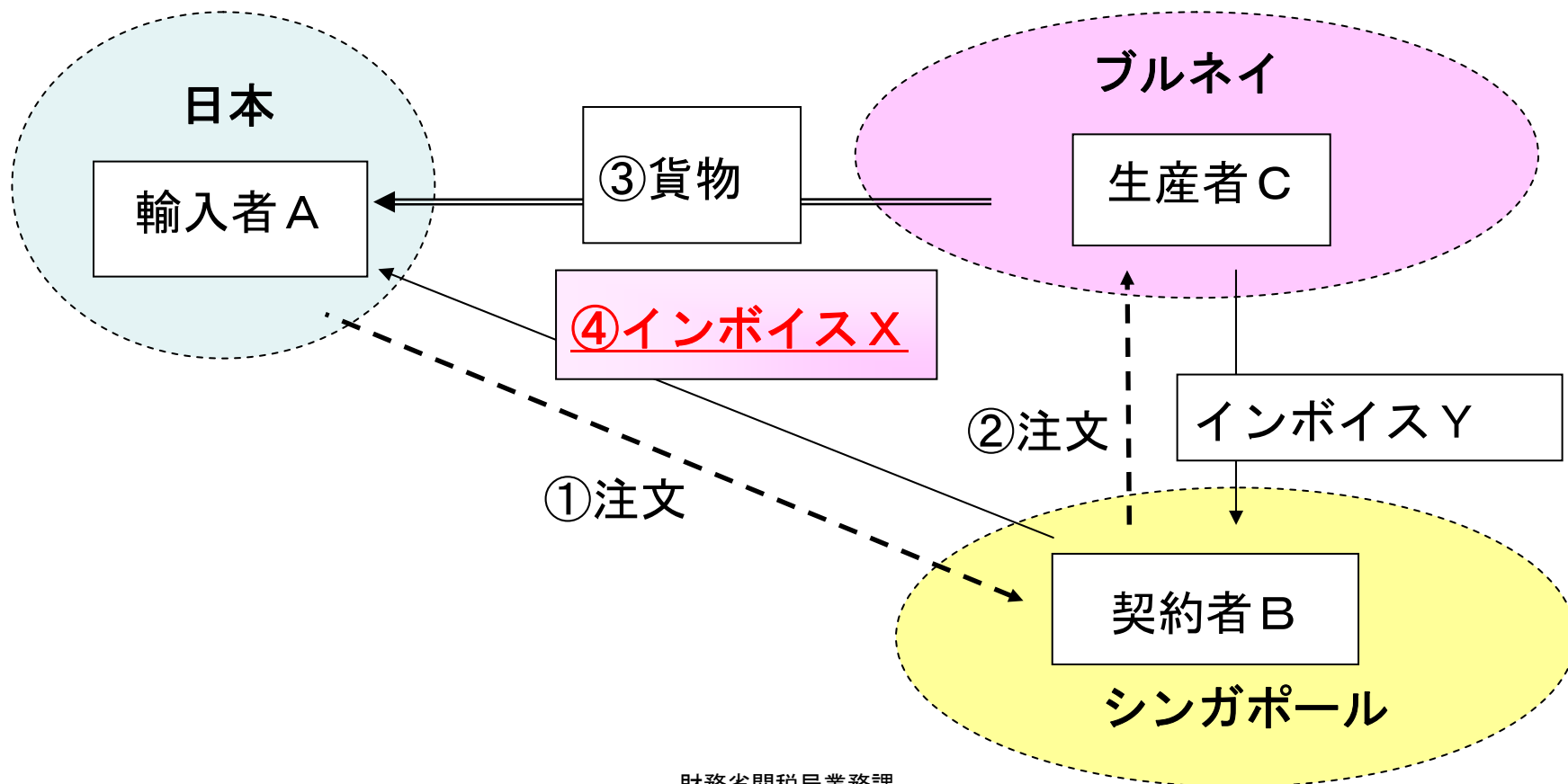
A：用いている管理方法により異なる

	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
1,000kg (11月15日輸出)	非原産品	原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品
1,000kg (11月25日輸出)	非原産品	非原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品

原産地証明書第7・8欄

インボイスが第三国で発行される場合ー①

第7欄に記入されるべきインボイス番号は、日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第7・8欄

インボイスが第三国で発行される場合ー②

例：“the goods will be invoiced in a non-Party”
(この表現に限定されるものではない。)

- ・ 第三国で発行されるインボイスの番号が判明しているとき
 - 第7欄：当該第三国で発行されるインボイスの番号及び日付
 - 第8欄：「製品のインボイスは第三国で発行される」旨及び当該インボイスの発行者の名称、住所をそれぞれの欄に記入

タイ協定等と同様

例：“the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party”
(この表現に限定されるものではない。)

- ・ 第三国で発行されるインボイスの番号が不明という例外的なとき
 - 第7欄：輸出者が発行するインボイスの番号及び日付
 - 第8欄：「製品には、第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨及び当該インボイスの発行者の名称、住所をそれぞれの欄に記入

✦上記とともに製品の輸入申告に係する当該インボイス及び輸出締約国から輸入締約国への取引がわかる関係書類を税関に提出する。

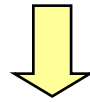
原産資格を与えることとならない作業 －協定第27条

- ・ 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存するための作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- ・ 改装及び仕分
- ・ 組み立てられたものを分解する作業
- ・ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- ・ HS通則2(a)の規定により一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- ・ 物品を単にセットにする作業
- ・ これらの作業の組合せ

積送基準－協定第28条

- ・ 積送基準を満たすための条件
 - ブルネイから日本に直接輸送されること
 - 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合
 - ・ 当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと

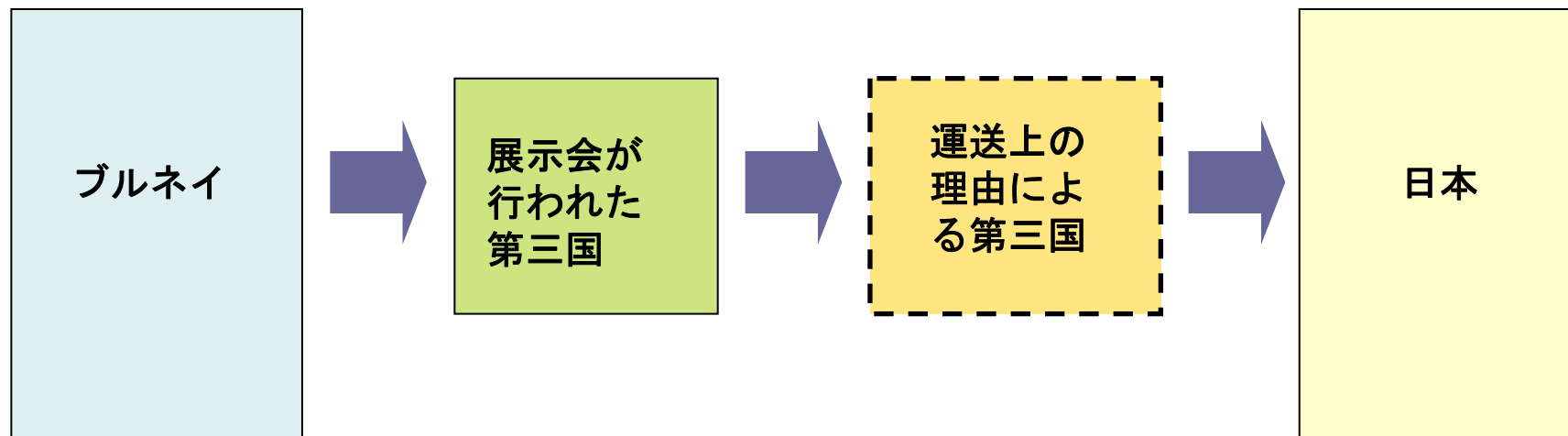
☆積送基準を満たさない場合には協定上のブルネイ原産品とはみなさない



日ブルネイ経済連携協定に基づく特恵税率の適用対象とならない

「展示会」に係る規定－協定第29条

(積送基準の変形)



【ポイント】（対象貨物に課される条件）

展示会が行われた第三国（第1次第三国）：税関当局の監督下にあったという事実

運送上の第三国＝経由地（第2次第三国）：積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

について税関に証明する必要がある。

積送基準を満たしていることを証明する書類 －協定第36条第3項及び第4項

- ・ 第三国を経由して輸入される場合
 - 通し船荷証券の写し
 - 第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないことを証明するもの

課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除 ※

積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類 ※

※関税法施行令第61条第1項第2号ロ

ご不明の点があれば・・・

- ・ 日ブルネイ経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/mokuji.pdf

附属書 1 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku01.pdf

附属書 2 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku02.pdf

附属書 3 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku03.pdf

適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)からご覧いただけます。

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。